

# スプリアス確認保証手続きガイド

スプリアス確認保証は、総合通信局等に登録済みの旧スプリアス規格の無線機を新スプリアス規格として再登録し、新スプリアス規格への移行期限以降も継続して使用するための保証です。

※新スプリアス規格への移行期限は2022（平成34）年11月30日まででしたが、「当分の間」延長されています。

## スプリアス確認保証について

### ●制度改正

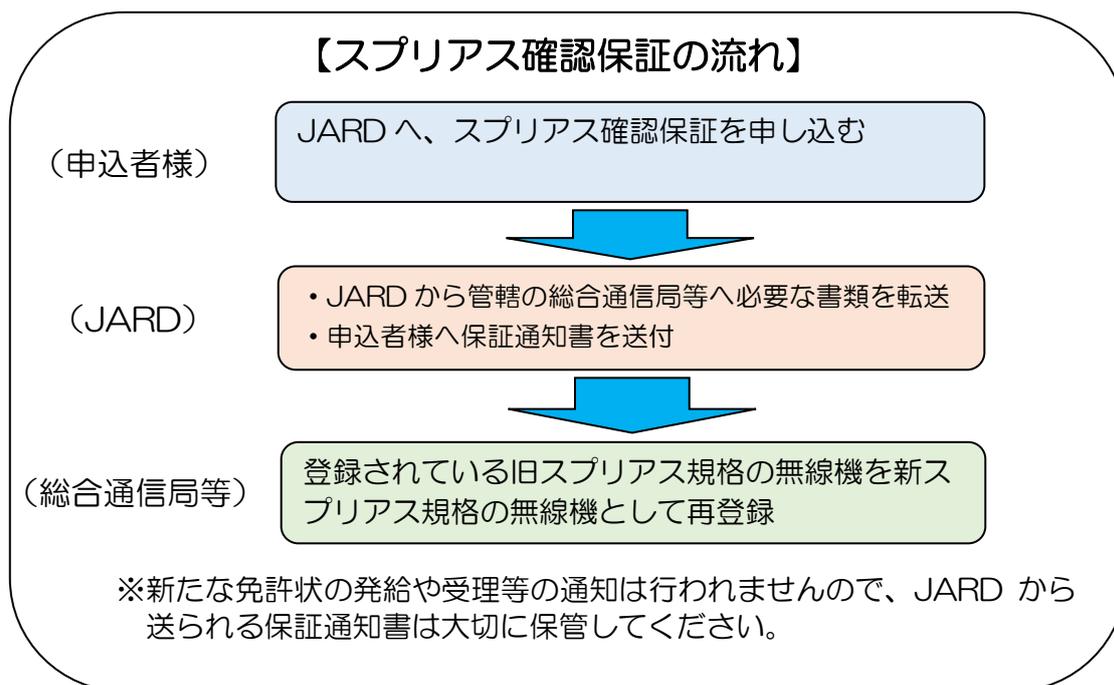
世界無線通信会議（WRC）において無線設備のスプリアス発射の強度の許容値が改正されました。これを受け2005（平成17）年12月に電波法令に定めるスプリアス規格が改正され、既に免許を受けて使用中の旧スプリアス規格の無線機（2007（平成19）年11月以前に製造されたもの）は、新スプリアス規格への移行期限以降は使用できなくなります。

### ●新スプリアス規格への対応

旧スプリアス規格の無線機で免許を受けている場合、将来も継続して使用するには、新スプリアス規格に適合することを確認し総合通信局等へ届け出る必要があります。

### ●スプリアス確認保証

総合通信局等へ届け出る簡便な方法として、JARDの「スプリアス確認保証」を受けることで、無線局のデータベースを新スプリアス規格として再登録することができます。



## スプリアス確認保証が可能な送信機（エキサイター + 附属・付加装置）

既にアマチュア局に登録している送信機で次のもの

- 1 200W 以下で免許を受けていて、エキサイターが「保証可能機器リスト」に掲載の無線機

[https://www.jard.or.jp/warranty/spudata/spu\\_list.pdf](https://www.jard.or.jp/warranty/spudata/spu_list.pdf)

- 2 「保証可能機器リスト」に無い場合は、主に運用しているバンドやモードでスプリアスを測定し新スプリアス規格に適合していることが判別できるスペアナ画面2種（基本波の近傍とその外側）の写真を添付した無線機

- 3 空中線電力が200W を超える無線機（エキサイター+リニアアンプ）の場合は、エキサイターが新技適機器または「保証可能機器リスト」に掲載の無線機とリニアアンプが「スプリアス確認保証が可能なリニアアンプ一覧」に掲載の機器との組み合わせ

※新旧スプリアス規格の判別は、電波利用ホームページでご確認願います。

<https://www.tele.soumu.go.jp/giteki/SearchServlet?pageID=js01>

## スプリアス確認保証の申込み方法

- 1 書面による場合

JARD のホームページから以下の2種類の書類をダウンロードし、必要事項を記入し、保証料の払込証明書を添付の上、2種類とも JARD 保証事業センターあてに送付してください。

- ①「スプリアス確認保証願書」
- ②「スプリアス発射及び不要発射の強度確認届出書（アマチュア局の保証用）」

<https://www.jard.or.jp/warranty/spudoc/index.html>

（送付先）

〒170-8088

東京都豊島区巣鴨3-36-6 共同計画ビル

JARD保証事業センター

- 2 メールによる場合

JARD のホームページから以下の2種類の様式をダウンロードし、必要事項を記入の上、2種類ともメールに添付して送付してください。

- ①「スプリアス確認保証願書」
- ②「スプリアス発射及び不要発射の強度確認届出書（アマチュア局の保証用）」

[https://www.jard.or.jp/hosho/spurious/contents/guidance\\_06.html](https://www.jard.or.jp/hosho/spurious/contents/guidance_06.html)

（メール送信先） [sp-con@jard.or.jp](mailto:sp-con@jard.or.jp)

- 3 電子申込み（入力フォーム）による場合

JARDのホームページから直接入力してください。

[https://www.jard.or.jp/hosho/spurious/contents/guidance\\_07.html](https://www.jard.or.jp/hosho/spurious/contents/guidance_07.html)

※ 保証料の入金確認後、JARD から総合通信局等へ必要な手続きを行うとともに申込者様にも「スプリアス確認保証通知書」を送付します。(返信用封筒の送付は不要です。)

なお、お届けする「スプリアス確認保証通知書」はお客様ご自身で保管していただくためのもので、今後の総合通信局等への手続きの際に添付等は不要です。

## スプリアス確認保証の保証料

スプリアス確認保証を受ける送信機の台数に応じた以下の保証料(税込み)をお振込みください(スプリアス確認保証を受ける送信機の空中線電力及び台数により保証料が異なります)。

● 基本料に2台目以降の送信機台数分の料金を加算した額

(1) 空中線電力が200W以下の送信機のみの場合

- 基本料(1台分の保証料を含みます) 4,400円
- 2台目以降(送信機1台毎に) 1,100円

(例) 3台出願の場合

$$1 \text{ 台目 } 4,400 \text{ 円} + (2 \text{ 台} \times 1,100 \text{ 円}) = 6,600 \text{ 円}$$

(2) 空中線電力が200Wを超える送信機(エキサイター+リニアアンプ)のみの場合

- 基本料(1台分の保証料を含みます) 8,800円
- 2台目以降(送信機1台毎に) 2,200円

(3) 空中線電力が200W以下の送信機と200Wを超える送信機(エキサイター+リニアアンプ)が混在する場合

- 基本料(1台分の保証料を含みます) 8,800円
- 2台目以降(200W以下の送信機1台毎に) 1,100円  
(200Wを超える送信機1台毎に) 2,200円

※1: スプリアス確認保証料は、返戻いたしません。

※2: 申込者様からの申し出により出願を取り下げの場合は、審査完了前に限り、返金のための手数料等を差し引いた額を返金します。

## スプリアス確認保証料の振込先

スプリアス確認保証料は、以下のいずれかの口座にお振込み願います。

なお、振替払込済みのお客様控えは、スプリアス確認保証願書に貼付してお送りください（メール及び電子申込みの場合、振替払込済みのお客様控えの送付は不要です）。

### 1 郵便局の口座振替（払込み）の場合

振替口座 00120-1-729584  
加入者名 JARD保証事業センター

### 2 銀行振込の場合

#### (1) 三菱UFJ銀行（0005） 駒込支店（店番061）

普通預金 口座番号 0438903  
名 義 一般財団法人日本アマチュア無線振興協会 保証事業

#### (2) ゆうちょ銀行 〇一九店（店番019）

当座預金 口座番号 0729584  
名 義 JARD保証事業センター  
（カナ） （ジェイエールディーホショウジギョウセンター）

### 3 直接納付の場合

JARD保証事業センターにて直接納付できます（現金のみ）。

※1：お振込みの名義は、必ず出願者名（社団局の場合は、代表者名）としてください。

※2：振込等の手数料は、お客様にてご負担ください。

※3：振込等を証する書類は、スプリアス確認保証願書の所定の位置に貼付してください。なお、振込等を証する書類は必ずコピーを取るなどしてお手元に保管してください。

## お問い合わせ先

JARD保証事業センター（スプリアス確認保証担当）

電 話 03-3910-7286

FAX 03-3910-2800

E-mail [sp-con@jard.or.jp](mailto:sp-con@jard.or.jp)

ネット 「JARD」で検索



スプリアス確認保証に関するQ&Aも公開しておりますのでご覧ください。

<https://www.jard.or.jp/licenseqa/index.html#spu>

2024.4.1